

第20回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日時：平成18年2月16日(木) 13:30~16:20

2. 場所：農林水産省共用会議室G・H

3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、松本聰委員、萬野修三委員、向井文雄委員、渡邊紹裕委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、石田裕美専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、松井徹専門委員

4. 議事

第1部

(1) 役員給与規程等の一部改正について

(2) 中期目標、中期計画の変更について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の中期目標等の変更について

水資源機構の中期計画の変更

(3) 短期借入金の借り換えについて

農畜産業振興機構

農林漁業信用基金

(4) 農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について

第2部

(1) 役員給与規程等の一部改正について

(2) 農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について

(3) 次期中期目標、中期計画、業務方法書について

次期中期目標等の策定について

農林水産消費技術センター

肥飼料検査所

農薬検査所

種苗管理センター

家畜改良センター

(4) その他

今後の予定等について

5. 議事概要

第1部

(1) 役員給与規程等の一部改正について

分科会事務局より資料に沿って説明があり、役員給与規程等の一部改正については、以下の意見が出されたが、分科会として「異議なし」の意見となった。

- ・ 農畜産業振興機構が給与構造の見直しに着手したことについては、評価する。ラスパイレス指数が高いということもあり、職員の士気にも関わることだが、この給与構造の見直しに取り組むことにより引き下げを行ってほしい。

(2) 中期目標、中期計画等の変更について

公的部門における総人件費改革の取組について

文書課課長補佐より資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

今後、変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、委員長に一任する旨了承された。

水資源機構の中期計画の変更について

農村振興局総務課長より資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

今後、関係省庁との調整が終了し、内容が確定した段階で郵送により諮問・答申の手続きを進めることとする旨了承された。

(3) 短期借入金の借り換えについて

農畜産業振興機構理事長及び農林漁業信用基金理事長から資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

今後、短期借入金の借り換え額が決定した段階で郵送により諮問・答申の手続きを進めることとする旨了承された。

(4) 農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について

農林漁業信用基金理事長から資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

今後、長期借入金の額が決定した段階で郵送により諮問・答申の手続きを進めることとする旨了承された。

## 第 2 部

### (1) 役員給与規程等の一部改正について

分科会長より資料 2 - 1 と共通の内容である旨の発言があり、説明については省略された。分科会として「異議なし」の意見となった。

### (2) 農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について

表示・規格課長より、前回の農業分科会における説明後の変更点と、関係省と事前協議において、業務方法書のみ改正となる可能性があることの説明がなされた。

これに対して、委員から改正する必要はないのではないか、との意見があった。

今後、変更の内容が決定した段階で委員長一任により諮問・答申の手続きを進めることとする旨了承された。

### (3) 次期中期目標、中期計画、業務方法書について

最初に文書課課長補佐より、今後のスケジュールについて説明があり、その後、各法人所管課より次期中期目標、中期計画の案についての説明と、個々の法人の説明ごとに質疑が行われ、最後に、全体についての質疑が行われた。

#### [ 農林水産消費技術センター ]

表示・規格課長より資料に沿った説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

検査三法人の統合について、記載できるところは記載すべきである。

これに対して、表示・規格課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 三法人の統合については、統合メリットがしっかり出るよう現段階でもできる限り共通部分（前文等）を書いている。

JAS 法改正に伴い、人員が増大しないのか。

これに対して、表示・規格課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 5%削減が中期計画に盛り込まれている。また、生系の格付けなど減る業務もある。今後、員数管理を図っていく所存。

#### [ 肥飼料検査所 ]

農産安全管理課長より資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

#### [ 農薬検査所 ]

農薬対策室長より資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

[ 種苗管理センター ]

種苗課長より資料に沿った説明があり、特段の意見はなかった。

[ 家畜改良センター ]

畜産振興課長より資料に沿った説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

業務方法書が改められ、今後は種畜等や家畜受精卵等の配布の対価の納付を受ける方法を後払いするということだが、企業でもお金を取れないことがある。企業の場合、取引先ごとに限度額を決めるなど、お金を取れなくなったときの対応も十分検討している。リスクを覚悟の上、相当の対応を検討しているのか。

企業でお金を取れなくなった場合は、担当者が責任を問われる。独立行政法人がお金を取れない場合、税金投入で国民の損ということになるので、金の勘定は厳しくすべきである。方法を変えるときは、事後の対応も考えておく必要がある。よく検討してほしい。

これに対して、畜産振興課長、家畜改良センター理事長から以下のとおり説明があった。

- ・ 配布先は、ある程度特定の相手となる。契約書を取り交わす上、弁護士等を通じ信用調査を行って参りたい。
- ・ すべての取引きに柔軟性を持たせるわけではなく、都道府県や公益法人等倒産の恐れがないところに限る。民間ブリーダーや種苗会社については、調査をしていく。

[全体]

会全体を通しての質疑の状況は以下のとおり。

人件費の削減については、法定外福利費は除くのか。

これに対して、文書課課長補佐から以下のとおり説明があった。

- ・ 総務省等から示されている方針で、統一的にそうなっている。

平成19年の三法人の統合後は、新たな中期目標・計画、業務方法書を作成することとなるのか。1年経てば統合するのだから、最初から統一のものを作成できないのか。個別の目標・計画を論じるよりも今の時点から検討すべきである。

これに対して、文書課課長補佐から以下のとおり説明があった。

- ・ 三法人の統合の際には、三法人のものを下地に、新規になるのか変更になるのかは未定だが1本化することとなる。法律が成立していない段階で1本化することはできない。

現金の取り扱いも含め、法人経営を行っている上での諸規定などに、民間の経営管理の手法を学んで見直しを検討すべきである。

これに対して、家畜改良センター理事長から以下のとおり説明があった。

- ・ 現金の取り扱いについては、ご指摘を重く受け止め検討して参りたい。

以上の質疑の後、今後、中期目標等の策定に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、委員長に一任する旨了承された。

(4)その他 今後の予定等について

- ・ 昨年8月の農業分科会の意見を踏まえ、より客観的な評価を行うための仕組み等を構築するための検討会を開催し、その検討状況については、今後の分科会で説明していく。
- ・ 次回の分科会は、中期目標期間の評価基準などを議題に、5月か6月に開催を予定している

(以 上)